

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和7年6月13日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県規則第76号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年香川県条例第10号）附則ただし書に規定する規定の施行期日は、令和7年6月16日とする。